砂 川 市 条 例 第 ８ 号
令和　６年　３月１３日

砂川市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

砂川市長　飯　澤　明　彦

（ 別　　　　　　紙 ）

砂川市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例

砂川市行政財産の目的外使用に関する使用料条例（平成10年条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表（第２条関係）行政財産使用料算定基準その他の項中「280円」を「330円」に改める。

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。